

独立行政法人国立高等専門学校機構における独立行政法人等非識別加工情報の提供等に関する規則

独立行政法人国立高等専門学校機構規則第130号

制定 平成30年 2月26日

一部改正 平成31年 2月28日

一部改正 令和元年11月 8日

(趣旨)

第1条 この規則は、独立行政法人国立高等専門学校機構個人情報管理規則（機構規則第65号。以下「個人情報管理規則」という。）第17条の3第3項に基づき、独立行政法人国立高等専門学校機構（以下「機構」という。）における独立行政法人等非識別加工情報の作成及び提供等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(法令等との関係)

第2条 この規則に定めのない事項については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律59号。以下「個人情報保護法」という。）及び個人情報管理規則その他の関係法令等の定めるところによる。

(定義)

第3条 この規則において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

一 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項において同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

二 個人識別符号が含まれるもの

2 この規則において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「個人情報保護法施行令」という。）で定めるものをいう。

一 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であつて、当該特定の個人を識別することができるもの

二 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であつて、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若

しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

- 3 この規則において「保有個人情報」とは、機構の役員又は教職員（機構に派遣されている派遣労働者を含む。以下「教職員等」という。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、機構の教職員等が組織的に利用するものとして、機構が保有しているものをいう。ただし、独立行政法人国立高等専門学校機構法人文書管理規則（機構規則第107号）第2条第一号に規定する法人文書（以下単に「法人文書」という。）に記録されているものに限る。
- 4 この規則において「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。
 - 一 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
 - 二 前号に掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの
- 5 この規則において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。
- 6 この規則において「非識別加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを除く。）を除く。以下この項において同じ。）の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて特定の個人を識別することができない（個人に関する情報について、当該個人に関する情報に含まれる記述等により、又は当該個人に関する情報が他の情報と照合することができる個人に関する情報である場合にあっては他の情報（当該個人に関する情報の全部又は一部を含む個人情報その他の個人情報保護委員会規則で定める情報を除く。）と照合することにより、特定の個人を識別することができないことをいう。第11条において同じ。）ように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたものを用いる。
 - 一 第1項第一号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
 - 二 第1項第二号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
- 7 この規則において「独立行政法人等非識別加工情報」とは、次の各号のいずれにも該当する個人情報ファイルを構成する保有個人情報（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを除く。）を除く。以下この項において同じ。）の全部又は一部（これらの一部に独立行政法人等の

保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）。以下「情報公開法」という。）第5条に規定する不開示情報（同条第一号に掲げる情報を除く。以下この項において同じ。）が含まれているときは，当該不開示情報に該当する部分を除く。）を加工して得られる非識別加工情報をいう。

一 個人情報管理規則第20条に規定する個人情報ファイル簿（以下「個人情報ファイル簿」という。）に掲載するものであること。

二 機構に対し，当該個人情報ファイルを構成する保有個人情報が記録されている法人文書の情報公開法第3条の規定による開示の請求があったとしたならば，機構が次のいずれかを行うこととなるものであること。

ア 当該法人文書に記録されている保有個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定をすること。

イ 情報公開法第14条第1項又は第2項の規定により意見書の提出の機会を与えること。

三 独立行政法人等（個人情報保護法第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下「独立行政法人等」という。）の事務及び事業の適正かつ円滑な運営に支障のない範囲内で，個人情報保護法第44条の10第1項の基準に従い，当該個人情報ファイルを構成する保有個人情報を加工して非識別加工情報を作成することができるものであること。

8 この規則において「独立行政法人等非識別加工情報ファイル」とは，独立行政法人等非識別加工情報を含む情報の集合物であって，次に掲げるものをいう。

一 特定の独立行政法人等非識別加工情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの

二 前号に掲げるもののほか，特定の独立行政法人等非識別加工情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして個人情報保護法施行令で定めるもの

9 「独立行政法人等非識別加工情報取扱事業者」とは，独立行政法人等非識別加工情報ファイルを事業の用に供している者をいう。ただし，次に掲げる者を除く。

一 国の機関

二 独立行政法人等

三 地方公共団体

四 地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）

（提案の募集）

第4条 理事長は，個人情報保護委員会規則で定めるところにより，機構が保有している個人情報ファイル（個人情報ファイル簿に次条第1項に掲げる提案の募集をする旨の記載があるものに限る。以下同じ。）について，次条第1項の提案を募集するものとする。

2 理事長は，提案の募集に関し必要な事項を，あらかじめ公示するものとする。

（独立行政法人等非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案）

- 第5条** 前条の規定による募集に応じて個人情報ファイルを構成する保有個人情報を加工して作成する独立行政法人等非識別加工情報をその事業の用に供する独立行政法人等非識別加工情報取扱事業者になろうとする者は、理事長に対して、当該事業に関する提案書（別紙様式1。以下「提案書」という。）を提出するものとする。
- 2 代理人によって前項の提案をする場合にあっては、提案書に当該代理人の権限を証する書面を添えて行うものとする。
 - 3 第1項の提案書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。
 - 一 第1項の提案をする者（以下「提案をする者」という。）が次条各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面（別紙様式2）
 - 二 提案書に記載の事業が新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資するものであることを明らかにする書面
 - 4 前項に掲げるもののほか、次の各号に掲げる場合に依りて、当該各号に定める書類を添付しなければならない。
 - 一 提案をする者が個人である場合にあっては、その氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の3に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第7条第1項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類の写しであって、当該提案をする者が本人であることを確認するに足りるもの
 - 二 提案をする者が法人その他の団体である場合にあっては、その名称及び本店又は主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名と同一の名称及び本店又は主たる事務所の所在地並びに氏名が記載されている登記事項証明書又は印鑑登録証明書で提案の日前6月以内に作成されたものその他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、その者が本人であることを確認するに足りるもの
 - 三 提案をする者がやむを得ない事由により前二号に掲げる書類を添付できない場合にあっては、当該提案をする者が本人であることを確認するため機構が適当と認める書類
 - 四 前各号に掲げる書類のほか、機構が必要と認める書類
 - 5 前項の規定は、代理人によって第1項の提案をする場合に準用する。この場合において、前項第一号から第三号までの規定中「提案をする者」とあるのは「代理人」と読み替えるものとする。
 - 6 理事長は、提出された提案書、第3項又は第4項の規定により添付された書類に不備があり、又はこれらに記載すべき事項の記載が不十分であると認めるときは、第1項の提案をした者又は代理人に対して、説明を求め、又は当該書面若しくは書類の訂正を求めることができる。

(欠格事由)

第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第1項の提案をすることができない。

- 一 未成年者
- 二 精神の機能の障害により独立行政法人等非識別加工情報等をその用に供して行う事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- 三 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 四 禁錮以上の刑に処せられ、又は個人情報保護法、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）若しくは行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号。以下「行政機関個人情報保護法」という。）の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
- 五 個人情報保護法第44条の14の規定により独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約を解除され、その解除の日から起算して2年を経過しない者
- 六 行政機関個人情報保護法第44条の14の規定により行政機関個人情報保護法第2条第9項に規定する行政機関非識別加工情報（同条第10項に規定する行政機関非識別加工情報ファイルを構成するものに限る。）の利用に関する契約を解除され、その解除の日から起算して2年を経過しない者
- 七 法人その他の団体であって、その役員のうち前各号のいずれかに該当する者があるもの

(提案の審査等)

第7条 理事長は、第5条第1項の提案を審査する場合は、当該保有個人情報を保有する総括保護管理者に当該提案が個人情報保護法第44条の7第1項各号に掲げる基準（以下「基準」という。）に適合するかどうかの意見を求めることができるものとする。

第8条 理事長は、第5条第1項の提案が基準に適合すると認めるときは、審査結果通知（別紙様式3）により、当該提案をした者に対し、機構との間で独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約を締結することができる旨を通知する。

2 理事長は、第5条第1項の提案が基準のいずれかに適合しないと認めるときは、審査結果通知（別紙様式4）により、当該提案をした者に対し、理由を付して、その旨を通知するものとする。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第9条 理事長は、個人情報ファイル簿に意見書の提出機会が与えられる旨の記載がある個人情報ファイルに係る第5条第1項の提案については、当該提案に係る個人情報ファイルに、国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び当該独立行政法人等非識別加工情報取扱事業者以外の者（以下「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、前条第1項の通知をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、当

該提案に係る個人情報の表示その他政令で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

- 2 理事長は、前項によるもののほか、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の通知に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る法人文書の表示その他政令で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。
 - 一 第三者に関する情報が記録されている保有個人情報を開示しようとする場合であって、当該第三者に関する情報が情報公開法第5条第1号ロ又は同条第2号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。
 - 二 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を情報公開法第7条の規定により開示しようとするとき。
- 3 機構は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が第5条第1項の提案に係る独立行政法人等非識別加工情報の作成に反対の意思を表示した意見書を提出したときは、当該提案に係る個人情報ファイルから当該第三者を本人とする保有個人情報を除いた部分を当該提案に係る個人情報ファイルとみなす。

（独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約の締結）

第10条 第8条第1項の規定による通知を受けた者は、独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約の締結申込書（別紙様式5）及び同契約の締結に関する書類を理事長に提出し、第13条に規定する手数料を納付することにより、機構との間で、独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約を締結することができる。

（独立行政法人等非識別加工情報の作成等）

- 第11条** 独立行政法人等非識別加工情報を作成するときは、特定の個人を識別することができないように及びその作成に用いる保有個人情報を復元することができないようにするために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、当該保有個人情報を加工しなければならない。
- 2 前項の規定は、機構から独立行政法人等非識別加工情報の作成の委託を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

（作成された独立行政法人等非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案等）

第12条 個人情報保護法第44条の11の規定により個人情報ファイル簿に独立行政法人等非識別加工情報の概要等が記載された独立行政法人等非識別加工情報をその事業の用に供する独立行政法人等非識別加工情報取扱事業者になろうとする者は、理事長に対して、当該事業に関する提案書（別紙様式6）を提出するものとする。当該独立行政法人等非識別加工情報について第10条の規定により独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約を締結した者が、当該独立行政法人等非識別加工情報をその用に供する事業を変更しようとするときも、同様とする。

- 2 第5条から第8条まで及び第10条の規定は、前項の規定により提案する場合に準用する。この場合において、第8条第1項中「審査結果通知（別紙様式3）」とあるのは「審査結果通知（別紙様式7）」と、同条第2項中「審査結果通知（別紙様式4）」とあるのは「審査結果通知（別紙様式8）」と読み替えるものとする。

（独立行政法人等非識別加工情報の利用に係る手数料）

第13条 第10条（前条第2項の規定において準用する場合を含む。次条において同じ。）

の規定により独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約を締結する者が納付しなければならない手数料の額は、21,000円に次に掲げる額の合計額を加算した額とする。

一 第9条第1項又は第2項の規定により意見書の提出の機会を与える第三者1人につき210円（当該機会を与える場合に限る。）

二 独立行政法人等非識別加工情報の作成に要する時間1時間までごとに3,950円

三 独立行政法人等非識別加工情報の作成の委託を受けた者に対して支払う額（当該委託をする場合に限る。）

- 2 前条第2項において準用する第10条の規定により独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約を締結する者が納付しなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約を締結する者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 次号に掲げる者以外の者 第10条の規定により当該独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約を締結する者が前号の規定により納付しなければならない手数料の額と同一の額

二 第10条（前条第2項において準用する場合を含む。）の規定により当該独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約を締結した者 12,600円

- 3 前2項の手数は、機構が指定する銀行口座への振込により納付するものとする。

（独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約の解除）

第14条 理事長は、第10条の規定により独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約を締結した者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該契約を解除することができる。

一 偽りその他不正の手段により当該契約を締結したとき。

二 第6条各号（第12条第2項において準用する場合を含む。）のいずれかに該当することとなったとき。

三 当該契約において定められた事項について重大な違反があったとき。

（安全確保の措置）

第15条 総括保護管理者（個人情報管理規則第5条に規定する総括保護管理者をいう。以下同じ。）は、個人情報保護法第44条の2第1項及び第44条の9の規定（第44条の12の規定により第44条の9の規定を準用する場合を含む。）により、独立行政法人

等非識別加工情報の利用に関する契約を締結した者（以下「契約相手方」という。）から個人情報保護法第44条の5第2項第七号の規定に基づき当該契約相手方が講じた独立行政法人等非識別加工情報の適切な管理に支障を及ぼすおそれがある旨の報告を受けたときは、直ちに総括保護管理者に報告するとともに、当該契約相手方がその是正のために講じた措置を確認するものとする。

- 2 機構から独立行政法人等非識別加工情報、独立行政法人等非識別加工情報の作成に用いた保有個人情報から削除した記述等及び個人識別符号並びに第11条第1項の規定により行った加工の方法に関する情報（以下この条及び第17条において「独立行政法人等非識別加工情報等」という。）の取扱いに係る業務の委託を受けた者は、独立行政法人等非識別加工情報等の漏えいを防止するため、次に掲げる基準に従い、独立行政法人等非識別加工情報等の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
 - 一 独立行政法人等非識別加工情報等を取り扱う者の権限及び責任を明確に定めること。
 - 二 独立行政法人等非識別加工情報等の取扱いに関する規則を整備し、当該規則に従って独立行政法人等非識別加工情報等を適切に取り扱うとともに、その取扱いの状況について評価を行い、その結果に基づき改善を図るために必要な措置を講ずること。
 - 三 独立行政法人等非識別加工情報等を取り扱う正当な権限を有しない者による独立行政法人等非識別加工情報等の取扱いを防止するために必要かつ適切な措置を講ずること。

(個人情報保護委員会への報告)

第16条 総括保護管理者は、次に掲げるときは、直ちに個人情報保護委員会（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第59条第1項に規定する個人情報保護委員会をいう。）に報告しなければならない。

- 一 契約相手方が第14条各号に該当すると認められ契約を解除しようとするとき及び解除したとき。
- 二 前条第2項の報告を受けたとき。

(教職員の責務)

第17条 教職員等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために独立行政法人等非識別加工情報及び削除情報（保有個人情報に該当するものに限る。）を自ら利用し、又は提供してはならない。

(従事者の義務)

第18条 次に掲げる者は、その業務に関して知り得た独立行政法人等非識別加工情報等の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

- 一 独立行政法人等非識別加工情報等の取扱いに従事する教職員等又はこれらの職にあった者
- 二 第15条第2項の受託業務に従事する者又は従事していた者

(提案の募集に関する事項の個人情報ファイル簿への記載)

第19条 総括保護管理者は、個人情報ファイルが個人情報管理規則第2条第6項各号のいずれにも該当すると認めるときは、当該個人情報ファイルについては、個人情報ファイル簿に個人情報保護法第44条の3に掲げる事項を記載しなければならない。

(雑則)

第20条 この規則に定めるもののほか、独立行政法人等非識別加工情報の作成及び提供等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則 (平成30年2月26日制定)

この規則は、平成30年2月26日から施行し、平成29年5月30日から適用する。

附 則 (平成31年2月28日一部改正)

この規則は、平成31年2月28日から施行する。

附 則 (令和元年11月8日一部改正)

この規則は、令和元年11月8日から施行する。

別紙様式1（第5条第1項関係）

独立行政法人等非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書

年 月 日

独立行政法人国立高等専門学校機構理事長 殿

郵便番号

（ふりがな）

住所又は居所 { 法人その他の団体にあつては、本店又は主たる
事務所の所在地を記載すること。 }

（ふりがな）

氏名

{ 自筆で記入したときは、押印を省略できる。
法人その他の団体にあつては、名称及び代表者
の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入
したときは押印を省略できる。 }

印

連絡先

{ 連絡のとれる電話番号及び電子メールアドレス
を記載すること。担当部署等がある場合は、当該
担当部署名及び担当者を記載すること。 }

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第44条の5第1項の規定により、次のとおり独立行政法人等非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案をします。

1. 個人情報ファイルの名称
2. 独立行政法人等非識別加工情報の本人の数
3. 加工の方法を特定するに足りる事項
4. 独立行政法人等非識別加工情報の利用
 - (1) 利用の目的
 - (2) 利用の方法
 - (3) 利用に供する事業の内容
 - (4) 上記(3)の事業の用に供しようとする期間
5. 漏えいの防止等独立行政法人等非識別加工情報の適切な管理のために講ずる措置

6. 独立行政法人等非識別加工情報の提供の方法

- (1) 提供媒体 CD-R DVD-R
(2) 提供方法 窓口受領 郵送

記載要領

1. 「個人情報ファイルの名称」には、独立行政法人国立高等専門学校機構（以下「機構」という。）のホームページにおいて公表されている個人情報ファイル簿（個人情報ファイル簿に独立行政法人等非識別加工情報提案募集ファイルに該当する旨の記載がされているものに限る。以下同じ。）の「個人情報ファイルの名称」を記載すること。
2. 「独立行政法人等非識別加工情報の本人の数」には、提案をする者が提供を求める独立行政法人等非識別加工情報に含まれる本人の数（下限は1,000人）を記載すること。
3. 「加工の方法を特定するに足りる事項」には、機構において具体的かつ明確に加工の方法を特定できる情報を記載すること。具体的には、個人情報ファイル簿に掲載されている「記録項目」のうち独立行政法人等非識別加工情報として提供を希望する記録項目名及び当該記録項目名ごとの情報の程度（例えば、記録項目が「住所」であれば「都道府県名のみ」とする。）を記載すること。なお、提案のあった個人情報ファイルを構成する保有個人情報に、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第5条第1号以外の不開示情報が含まれる場合、当該不開示情報に該当する部分は加工対象から除かれることに注意すること。
4. 「独立行政法人等非識別加工情報の利用」には、(1)から(4)までの事項を具体的に記載すること。また、(4)の「上記(3)の事業の用に供しようとする期間」には、事業の目的、内容並びに独立行政法人等非識別加工情報の利用目的及び方法からみて必要な期間を記載すること。
5. 「漏えいの防止等独立行政法人等非識別加工情報の適切な管理のために講ずる措置」には、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（匿名加工情報編）」を踏まえて記載すること。
6. 「独立行政法人等非識別加工情報の提供の方法」には、該当する□のチェックボックスに「レ」マークを入れること。
7. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

誓 約 書

年 月 日

独立行政法人国立高等専門学校機構理事長 殿

（ふりがな）

氏 名

自筆で記入したときは、押印を省略できる。
法人その他の団体にあつては、名称及び代表
者の氏名を記載することとし、代表者が自筆
で記入したときは押印を省略できる。

印

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律 第44条の5第3項

第44条の12第2項において

準用する第44条の5第3項

の規定により提案する者（及びその役員）が、同法第44条の6各号に該当しないことを誓約します。

記載要領

1. 不要な文字は、抹消すること。
2. 役員とは、取締役、執行役、業務執行役員、監査役、理事及び監事又はこれらに準ずるものをいう。
3. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

第 号
年 月 日

審査結果通知書

様

独立行政法人国立高等専門学校機構理事長

年 月 日付け「独立行政法人等非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書」について、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第44条の7第1項各号に掲げる基準に適合するものと認めましたので、同条第2項の規定により、以下の事項を通知します。

1. 契約の締結

独立行政法人国立高等専門学校機構理事長との間で独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約を締結することができます。

独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約の締結を申し込む場合は、下記2. に従って手数料を納付の上、独立行政法人国立高等専門学校機構における独立行政法人等非識別加工情報の提供に関する規則第10条の別紙様式5「独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約の締結申込書」を年 月 日（必着）までに提出してください。

2. 手数料

- (1) 納付すべき手数料の額
- (2) 手数料の納付方法
- (3) 手数料の納付期限

3. 独立行政法人等非識別加工情報の提供の方法

4. その他

第 号
年 月 日

審査結果通知書

様

独立行政法人国立高等専門学校機構理事長

年 月 日付け「独立行政法人等非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書」について、以下の理由により、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）第44条の7第1項第 号の基準に適合しないと認めましたので、同条第3項の規定により通知します。

（提案が法第44条の7第1項各号に掲げる基準に適合しないと認める理由）

独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約の締結申込書

年 月 日

独立行政法人国立高等専門学校機構理事長 殿

郵便番号

(ふりがな)

住所又は居所 } 法人その他の団体にあつては、本店又は主たる
事務所の所在地を記載すること。

(ふりがな)

氏 名

} 自筆で記入したときは、押印を省略できる。
法人その他の団体にあつては、名称及び代表
者の氏名を記載することとし、代表者が自筆
で記入したときは、押印を省略できる。 印

連絡先

} 連絡のとれる電話番号及び電子メールアドレス
を記載すること。担当部署等がある場合は、
当該担当部署名及び担当者を記載すること。

年 月 日付け 第 号の「審査結果通知書」を受領しましたので、
独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律 第44条の9
第44条の12第2項で準用する第44条の9
の規定により、独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約の締結を申し込みます。

記載要領

1. 不要の文字は、抹消すること。
2. 独立行政法人等非識別加工情報の利用に係る手数料は、審査結果通知書により通知した事項に従って納付すること。
3. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別紙様式6（第12条第1項関係）

作成された独立行政法人等非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書

年 月 日

独立行政法人国立高等専門学校機構理事長 殿

郵便番号

（ふりがな）

住所又は居所

（法人その他の団体にあつては、本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。）

（ふりがな）

氏名

（自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは押印を省略できる。）

印

連絡先

（連絡のとれる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名及び担当者を記載すること。）

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律 第44条の12第1項前段 の規定により、
第44条の12第1項後段

以下のとおり作成された独立行政法人等非識別加工情報をその用に供して行う事業（又は事業の変更）に関する提案をします。

1. 提案に係る独立行政法人等非識別加工情報を特定するに足りる事項
2. 独立行政法人等非識別加工情報の利用
 - (1) 利用の目的
 - (2) 利用の方法
 - (3) 利用に供する事業の内容
 - (4) 上記(3)の事業の用に供しようとする期間
3. 漏えいの防止等独立行政法人等非識別加工情報の適切な管理のために講ずる措置

4. 独立行政法人等非識別加工情報の提供の方法

- (1) 提供媒体 CD-R DVD-R
(2) 提供方法 窓口受領 郵送

記載要領

1. 不要な文字は、抹消すること。
2. 「提案に係る独立行政法人等非識別加工情報を特定するに足りる事項」には、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）第44条の11の規定により個人情報ファイル簿に記載された独立行政法人等非識別加工情報の概要を記載すること。
3. 「独立行政法人等非識別加工情報の利用」には、(1)から(4)までの事項を具体的に記載すること。また、(4)の「上記(3)の事業の用に供しようとする期間」には、事業の目的、内容並びに独立行政法人等非識別加工情報の利用目的及び方法からみて必要な期間を記載すること。
4. 「漏えいの防止等独立行政法人等非識別加工情報の適切な管理のために講ずる措置」には、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（匿名加工情報編）」を踏まえて記載すること。
5. 「独立行政法人等非識別加工情報の提供の方法」には、該当するのチェックボックスに「レ」マークを入れること（法第44条の12第1項前段の提案をする場合に限る。）。
6. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

第 号
年 月 日

審査結果通知書

様

独立行政法人国立高等専門学校機構理事長

年 月 日付け「作成された独立行政法人等非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書」について、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第44条の12第2項で準用する第44条の7第1項第1号及び第4号から第7号までに掲げる基準に適合すると認めましたので、同条第2項の規定により、以下の事項を通知します。

1. 契約の締結

独立行政法人国立高等専門学校機構理事長との間で独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約を締結することができます。

独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約の締結を申し込む場合は、下記2.に従って手数料を納付の上、独立行政法人国立高等専門学校機構における独立行政法人等非識別加工情報の提供等に関する規則第10条の別紙様式5「独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約の締結申込書」を年 月 日（必着）までに提出してください。

2. 手数料

- (1) 納付すべき手数料の額
- (2) 手数料の納付方法
- (3) 手数料の納付期限

3. 独立行政法人等非識別加工情報の提供の方法

4. その他

別紙様式8（第12条第2項において読み替えて準用する第8条第2項関係）

第 号
年 月 日

審査結果通知書

様

独立行政法人国立高等専門学校機構理事長

年 月 日付け「作成された独立行政法人等非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書」について、以下の理由により、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）第44条の12第2項で準用する第44条の7第1項第 号の基準に適合しないと認めましたので、同条第3項の規定により通知します。

（提案が法第44条の12第2項で準用する第44条の7第1項第1号及び第4号から第7号までに掲げる基準に適合しないと認める理由）